

第2回 釧路地域6市町村合併協議会住民生活小委員会

○日 時 平成16年8月23日(月) 午後1時30分から

○場 所 釧路市交流プラザさいわい 3階 大ホール

○出席者(12名)

委員長 村田 仁美

副委員長 草島 守之

委員 矢野 忠治

小笠原 和子

松岡 尚幸

角田 精

山下 恵子

森田 正男

武藤 浩史

山田 忠孝

七里 信三

荻原 秀一

1 . 開会

村 田 議 長： 皆様ご苦勞様でございます。本日はお忙しい中、出席をいただき誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今より「釧路地域4市町合併協議会第2回住民生活小委員会」を開催させていただきます。規程に基づきまして私が議長を務めさせていただきます。会議の開催に当たりましては、小委員会設置規程第6条第2項の規定によりまして、委員の過半数の出席が必要となっておりますが、本日は、総数12名全員の出席をいただいておりますので、定足数を超過しておりますので会議は成立しております。

また、本日の会議時間につきましては、概ね2時間程度を予定しています。続きまして、小委員会設置規程第7条の規定により会議録署名委員を指名させていただきます。本日は、釧路市の矢野忠治委員、音別町の山田忠孝委員の2名を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

なお、本小委員会につきましては議事録を作成するため、発言を録音させていただきます。事務局員からマイクを受け取りましたら、市町名とお名前をおっしゃってから発言いただきますようお願いいたします。

2 . 協議事項

村 田 議 長： それでは、早速議事に入りたいと思いますが、はじめに協議事項（1）「調整方針修正案の検討について」でございますが、前回の小委員会において再協議となっております「ア 再協議項目」を事務局より説明願います。

事 務 局： それでは、協議事項の説明の前にお配りしております資料について確認させていただきます。事前に配布させていただいた「住民生活小委員会第2回会議資料」、「別紙2 調整方針修正案の再協議分」、「別紙3 調整方針修正案の未提案分」、さらに本日配布させていただきました「別紙1 調整方針修正及び協定書整理状況一覧表」、また「第1回小委員会要求資料」の記載があります「釧路市のごみ収集の状況」でございます。更に別紙3の資料を差し替えさせていただきます。6ページの通番3「ごみ処理手数料」に係る資料、また8、9ページの通番13「(国民健康保険)保険料(税)賦課割合と保険料率」に係る資料は、事前配布した資料と差し替えさせていただくことをご了解いただきたいと思います。資料に不足がなければ確認事項の説明に入らせていただきます。会議資料2ページの協議事項（1）「ア 再協議項目」につきましては、前回の第1回小委員会におきまして、資料の添付と合わせて再協議を求められた項目でございますが、1ページの通番1から説明させていただきます。「別紙2 調整方針修正案の再協議分」の1ページをご覧ください。

(事務局より下記の再協議項目について説明)

通番 1 【14-01-01-02】「ごみ収集人員・車両台数(委託)(一般廃棄

物処理業者)」

- 通番 2 【14-01-01-03】「ごみ収集人員・車両台数（直営）」
- 通番 3 【15-11-01-01】「公衆便所」
- 通番 4 【18-01-08-01】「国民健康保険運営協議会」
- 通番 5 【18-02-01-02】「老人医療費助成事業」
- 通番 6 【21-03-01-01】「支所等での取扱い、本庁との連絡」
- 通番 7 【21-04-01-01】「補助金」
- 通番 8 【21-04-03-01】「交通災害共済制度」
- 通番 9 【21-05-01-01】「補助金」
- 通番 10 【21-05-02-01】「街路灯（防犯灯）の設置補助・維持補助の状況」

村田議長： ただ今、事務局から説明のありました内容について、ご質問、ご意見はございませんか。

武藤委員： ごみ収集体制のところでは資料を提出していただいたのですが、もう少し細部についてお伺いします。民間と直営では車両自体の大きさや機能に何か差があるのでしょうか。それから車両1台についての搭乗人員に差があるのかお伺いします。

村田議長： 今回の質問と併せて、総体の処理トン数の割合が何対何になるのかが大事なところだと思います。この車両台数に応じた地域であれば話は別ですが、その地域と処理トン数はどの程度になるのでしょうか。

環境専門部会： 委託と直営のそれぞれの車両台数は16台と25台ということでお示していますが、直営の方は車両1台に対して概ね3名の乗車ということでご理解いただきたいと思います。委託の方ははっきりとは把握していませんが、普通であれば運転手を含めて2名～3名が乗車できるのではないかと理解しております。基本的には車両の機能も搭乗人数も同じ程度となっています。またエリア当たりの処理トン数につきましては、委託の方が多くなっていますが、エリアの広さとの関係がありますので、一概にはお答えできないところであります。直営の方が大きなエリアで、例えば釧路市の末広地区のような狭い地区を委託する場合には、当然近距離の中でエリア当たりの処理トン数が多くなるといったことがありますので、一概に処理トン数だけで判断することはできないのではないかと考えます。

武藤委員： 全面委託した場合の試算をなさったことはございますか。

環境専門部会： 全面委託した場合の試算というのは新市になってから職員定数の適正化計画等に従って職員を削減していくこととなりますので、現在出しておりません。単純に今の時点で全面委託した場合はどうなるのかといったことになり

ますと直営の部分だけの数字が落ちます。またごみの量も少なくなっていくので、単純には現在、算出できておりません。調整方針に書いてございますように、順次、計画に沿って委託化を進めていく方向で対応していきたいと考えております。

武藤委員： その点は理解いたしました。そこで前回の議論に戻るのですが、単純に比較出来ない部分があると思いますし、いずれにしても直営化から委託化という方向に早急にしなければならないことは事実だと思います。もちろん年限を区切ることはこの場で出来ることではないと理解いたしますが、その辺の文言について更に言葉を強めてここに明記していただく必要性を感じています。それは前回申し上げましたように、行財政改革の最大のポイントはやはり組織・機構のスリム化ということです。その辺りについて我々が関わっている住民生活小委員会では、ごみ処理に関する項目がかなり大きな比重を占めており、重要だと思っております。単純比較は出来ないにしても、年間で倍近い額の差が現実出てくることとなり、これが10年間積み重なると30、40億円というお金になるため、1日も早く改めていくことが行財政改革の効果に端的に繋がるものと思っております。当然、職員体制については単純に職員を解雇することは出来ないと思います。大事なポイントはごみに限らず委託出来るものは委託していくという方向、そしてそれは市の現業職員をどのように違う職場へ配置転換させていくかということであり、この点もお尋ねしたかったのですが、ごみ処理業務に関しては複雑な問題があると聞いておりますので、単純に配置転換が出来ないという理由はどの辺にあるのかお聞きします。そして民間委託することは、市の職員について手厳しい言い方をさせていただきますと、景気状況の悪い北海道においては高給取りであるため、ワークシェアリング（注：労働時間を減らして仕事や賃金を分かち合うシステム）という見地から、民間に出来る仕事、あるいは特殊な能力・技術を要さないで受け入れることが出来る仕事に関しては、出来得る限り合併を機に委託するという方向を明確にここで示すことが各市町の取るべき対応ではないかと思っております。

村田議長： ただ今の武藤委員の発言内容で皆さんから反論はございませんか。私は委員長として周辺町から集まってきている委員の1人として全く同感です。それに対しておかしいのではないかというご意見はございませんか。武藤委員がおっしゃるとおりもっと強い表現にした方が良いと思っております。

草島副議長： 武藤委員のおっしゃることは最もだと思います。これはやはり早い時期に実現すべき課題だと思っておりますが、その過程が大事ではないかと思っております。釧路市だけではございません。各市町の職員に関しましても事務職、労務職、特別職、それぞれ職種がございまして、一般職員になりますと法律上、きちんと公務員の身分が守られておりまして、武藤委員が申しましたように簡単に退職を促すとか解雇することは出来ません。そこでやはりそういう

方々の出来得る限りの配置転換を促しながら、そういう方向に持っていくわけですが、職員の方の採用時点での権利もあるわけです。ですから簡単にこちらからお願いしても、本人が了解しない限り即座に配置転換は出来ないという部署もあるわけであり、この辺は職員の身分を守るためにも一定程度の期間を要するという事です。ですから私も結果的には武藤委員のおっしゃるとおりの方向に将来的に持っていくべきではないかと思いますが、問題は整理される期間が5年間で出来るのか、10年間で出来るのかということは今申し上げましたように職員の身分上の保障があるわけでございまして、私もその辺は例えば「早期に」などといった文言を付けることについては賛成ですが、今申し上げましたように、時期を示すということは釧路市だけではなく3町の職員の身分にも関わってくる問題でございまして、この辺は総合的な見地からのご判断が必要かと思えます。

村田議長： 事務方で平成13～15年の3年間の直営職員の定年退職者に対する補充人数は把握しておりますか。

環境専門部会： 現時点では把握しておりません。

村田議長： その辺の人数をこの次の委員会までにお示ししていただきたいと思えます。と申しますのは、来年、直営で何十名という方々が退職されてそれをまた補充していくということが続くとすれば、ここで議論していることが空の議論になってしまいかねません。せめて今年採用された件は良いとしても来年度以降については補充職員数をゼロにしていくということでなければ、草島副委員長が言ったように今年採用した職員がもし若い人を採用したとするとずっと定年まで労務職で置く半永久的な採用として残ってしまいかねません。

草島委員： 清掃関係の労務職採用については最近行っていないと思えます。その辺の説明だけでも行っていただければ大体ご納得いただけるのではないかと思います。

村田議長： それではここで休憩とします。

(休憩)

村田議長： 休憩前に引き続き会議を再開します。

環境専門部会： 先ほどの退職者の関係の数字が分かりました。平成13、14、15年度ですが、平成13年度は退職者が12名で採用が5名、平成14年度は退職者が18名で採用が1名、平成15年度は退職者が19名で採用が8名でございます。

村田議長： 14年度はさて置き、15年度では採用人数が増えているということでござい

まして、この辺はもう少し合併に向かって小委員会でこのような議論がありましたので、精力的に委託化に向けて取り組んでいく以外はないといった印象を持ちましたが、最終的にこの小委員会で調整方針の表現をどうするかといった点になりますと、なるべく強い表現で民間委託を進展させるべきではないかといった整理を事務方をお願いしたいと思います。その他、ご意見はございませんか。

武藤委員： 前回、私が質問した件で付け加えさせていただきたいと思います。老人保健の関係ですが、北海道老人医療給付特別対策事業に準ずる方向で調整するという説明がございました。そして細部の内容については、北海道の医療助成事業そのものが平成20年に廃止の方向であるということが、ここではっきりとうたわれております。ですから私はそういうことであれば、調整項目の補足説明として「平成20年に廃止の方向」と書いておいた方が良いと思います。その辺の事情が分からなければ、この文言の受け取り方1つによって、北海道の助成事業が今後続くのかどうか分からないため明確に記載しておいた方が良いと思います。

住民専門部会： 北海道老人医療給付特別対策事業ですが、これは市町村との共同事業ということで調整内容の中で「北海道老人医療給付特別対策事業の基準により統合」と記載されています。武藤委員がおっしゃったとおり既に北海道議会において平成20年3月で事業が廃止されることが決まっておりますので、そういうことを具体的に示すことについては問題ないと思います。

村田議長： そういった説明文を記載することは可能ですか。

住民専門部会： はい。

村田議長： それではそういう表現にしてください。その他、ございませんか。

森田委員： 2ページの通番6「支所等での取扱い、本庁との連絡」ですが、白糠町には庶路支所がありますけれども、今度考えられる「総合行政センター」は何を行うのかははっきりしていません。25日に行財政小委員会がありますが、そこでも総合行政センターが一体何を行うところなのか明らかにされないようですが、どのようにお考えでしょうか。

事務局： 先ほども説明の中でお話させていただきましたが、本来、支所・出張所がなぜあるのかということについては明確な理由があると思います。住民の方々を通いやすい距離で住民の方々が要望する業務内容、例えば住民票や健康保険料などの支払いなど限られた業務を扱っているのが支所・出張所の役割ではないかと整理しています。そうしますと「総合行政センター」は何を行うのかというご指摘でございますが、現在、総務専門部会で議論している

のは、住民と関わりのある部署についてはそのまま残し、「総合行政センター」の機能とすることで議論されております。今、阿寒町、白糠町、音別町の機構や機能は、基本的には合併しても残ることが想定されています。ですから住民票などを発行する住民課が所管する業務は、阿寒町役場、白糠町役場、音別町役場が総合行政センターと名称を変えてもその機能は残り、また福祉関係における受付などについてもそのまま残していくことで総務部会では議論されています。先ほどお話ししましたように、管理部門をどのようにするかといったところまではまだ明確ではございませんが、例えば人事部門ではこれまでのような4市町の職員に関わる部署がそのまま残って良いのかどうかといったことが話題として出ております。合併時に人事担当部署がどのように統合されるのかということは、まだ煮詰まっておきませんので、その辺の明確なお答えはできませんが、統合されてしかるべき部署ではないかといった考え方もあります。端的には選挙管理委員会、公平委員会、監査委員会、また3町の場合は公平委員会が釧路支庁にございますけれども、そういった部署は一元化されてしかるべきではないかと議論されています。今の時点で総合行政センターに、何が残って何が統合されるのかということはまだ明確には出来ませんが、総合行政センターのイメージとしては、前段お話ししたような機能を残しながら、センター長の権能につきましても併せて現在議論しているところでございます。従いまして支所・出張所の役割については、今までどおりのイメージをお持ちいただいた上で、総合行政センターの機能も一部統合が想定される部署がありますけれども、基本的には阿寒町、白糠町、音別町の役場の今の住民と関わりの深い部署については残していく方向で部会で議論しています。議論の経過報告となりますが、ご理解をいただければと思います。

森田委員： まだ十分煮詰まっていないというふうに理解して良いですか。したがって後日の会議等にそれらが提言され協議するという理解でよろしいでしょうか。

村田議長： いつ頃までにその辺の部分は明確になりますか。

事務局： 行財政小委員会の中での案件ということで現在準備しているところでございます。今週、行財政小委員会がございしますが、その中ではいわゆる「総合行政センター」の役割についての提案まで至らないのが現状でございますが、今想定しておりますのは9月に入ってから行財政小委員会の中で提案する方向で専門部会での議論をお願いしているところでありますので、ご了解いただきたいと思います。

村田議長： 裏を返すとこの話は行政、議会、特別職をはじめとする組織のスリム化という合併の目的と結びつきますが、例えば新市のスタート段階で首長がセンター長として2年間の任期を残すこととしますと、教育長は新市で1人にな

り減員となりますが、各首長はそのまま何らかの形で残ることとなります。また職員も今の説明では現在の7割位の職員は各自治体に残ってしまうと思います。3割くらいの企画担当や財政担当、人事担当が釧路市役所に通うことになるかもしれませんが、大方が音別町、阿寒町、白糠町の役場に残したままとすると、協議会で出した財政シミュレーションが後々には黒字に転換していくということが果たして可能なのかといった疑問を持ちませんか。

草島 副議長： 今の段階でそこまでおっしゃるのは言い過ぎではないかと思えます。

事務局： 通番6「支所等での取扱い、本庁との連絡」ですが、ここで言う支所・出張所は今の役場を指すのではなく、それぞれ今存在している支所・出張所については釧路市の例によってその方向性を示す中で取り扱う、具体的にどういったことを業務として行っていくのかと言いますと、資料の6ページにあります業務を取り扱うこととしています。それから今の役場は「総合行政センター」と位置付けておりますけれども、これにつきましては基本的に今役場で行われている業務をそのまま総合行政センターの中でも行えるような形で位置付けさせていただきたいと思っております。

それから職員削減の問題のご発言がございましたが、今部会で検討している計画の中でいきますと最初の数年間につきましては4人辞めて1人採用する位のペース、その後につきましては退職者数の4割位の採用のペースで、これは新採用をゼロにするということも選択肢の1つではありますけれども、地元の中では雇用機会を確保するという一定の配慮を示すことも必要ではないかという前提の中で、長期的な戦略にはなりますけれども職員数については計画的に削減していき、その中で類似団体と呼ばれる職員数に合わせてながら合併効果を見い出していきたいという意味であり、長期的な展望になります。これからの辺はしっかり認識していきたいと考えております。

村田 議長： 「総合行政センター」で10名の退職者が出たとしますと職員を1人や2人採用するといったような内容の権限も出てくるということでしょうか。

事務局： 委員長からもお話がありましたように、例えば総務部門、あるいは新市になった時に1つにまとめることが出来るのではないかとと思われる部署について、どのように1つにしていくのかということは、これからのお話でいかななくてはならない課題だと思っております。そういったことから今の役場の中から10名の退職者が出た時にどういった形で補充していくのか、今後、職員の採用計画の中で検討されていくものと思っております。

村田 議長： 他にございませんか。

七里 委員： 先ほどごみ収集委託の問題でお話がありましたが、関連として小さな町で

は障がい者の雇用や所得保障に関わってくるところが多いかと思います。そういう意味では委託業者をどのように扱うかといった議論かもしれませんが、障がい者福祉政策に関わる分野が大きいものですから、そういう意味では配慮しておくべきではないかと考えますが、専門部会でその辺の議論がされているかどうかお伺いしたいと思います。

環境専門部会： リサイクルセンター業務ということでは、音別町につきましてはリサイクルセンターから音別学園へ委託されている業務があります。釧路市では現状としてはリサイクル協同組合が運営するリサイクルセンターが鳥取にあります。ここで身体に障がいのある方を採用しており、その他の福祉施設でも身体障がい者の雇用を実施しております。ただし、ご存知のとおり障害の程度の問題もあり、身体障がい者であればどなたでも採用できるということにはなりませんので、その点のご理解をいただきたいと思います。雇用の問題についてはきちんとした議論はしておりませんが、現状のままで引き継がれるのではないかといた理解でよろしいかと思います。

七里委員： 障がい者の場合は身体障がい者や知的障がい者の色々な事業所があります。民間業者では採算が取れない分野では、障がい者の事業所が請け負って、ある程度の障がい者の社会自立支援といった側面もあります。また今回の合併協議の中で障がい者福祉政策をどのように考えていくかということが議論されていませのであえてこの場で言いますが、例えば公園の清掃や花壇の管理、それからごみ処理業務の分別作業の分野にまで広がっていくことを要望したいと思います。

村田議長： 一連の委員会の中で協議が整った事項につきまして、あくまでも資格要件に関する法律などに従って表現をしなければいけないといった原則はあるでしょうが、新市では今行われている資格要件を保障していかなければならないということも出てくると思います。例えば、住民生活小委員会でもごみ処理の問題について、または汲み取りの問題については、表現上、法律的な制約もあるから現状の各地域で行っていることを新市でも当面は引き続き行っていく旨の説明が事務局からありましたが、先進合併事例では表向きは資格要件の表現は記載出来ないけれども、現実問題として保障していく流れはあるかと思います。合併協議会の協議内容を知っている職員の方々が、新市になった時に色々な部署に配属され、協議内容が引き継がれないということになると約束が違う話になります。そのための方策として例えば今の福祉担当の部署にいる職員を新市でも同じように福祉担当に何年間か残すようなやり方をとっている先進地はありますでしょうか。

草島副議長： 今そういう保障面のお話に行き過ぎますと、何か表に出せないで裏で約束事をしながらこの合併を進め、あるいは明らかに公正に出来ないような出来事について裏で何か取引をしなければならないというような話しにもな

りかねません。これは公平公正な形ではありませんし、あくまでも私たちがここで議論している内容はどこに出しても恥ずかしくない、また後ろ指を指されないような内容であるべきだと思います。先ほどの事務局の説明から私が察するには、調整がスムーズに行かない部分を苦慮しているということであり、決してそのような取引的な考えというものはこの席では存在すべきではありませんし、存在しないと思います。ですから地域で雇用している方々の立場をどのように守っていくのかと言うことは福祉政策であって、ここではあくまでも住民生活の中で効率が良く、安価なサービスを提供するにはどうすると良いのかといった議論であり、その上で福祉政策との整合性を図るといように、そういう方々を守っていく一段違った形で高いレベルでの交渉や配慮というものが出てくると思いますので、その辺は私たちはあくまでも対極的な形の中で議論を進めていくべきであり、個別の細かい部分については今決めたからと言って全てが新市で実現出来るかどうかはまだ分からない状況ですが、そういう弱者対策という部分は間違いなくこれからも違った分野で大いに発展することでもありますから、その辺は十分に踏まえて進めていただきたいと思いますし、事務局の方でも誤解されるような答弁はしていただきたくないことを私からお願いします。

村田議長： 分かりました。

事務局： この委員会でご議論いただき調整方針に表現出来ない場合は、協議会の委員長報告の中で説明していただく形で考えて行きたいと思います。それから地域として将来どうなるのか不安を持っているということにつきましては、例えば地域審議会などを作り、一定の期間、新市建設計画の動向を見定めていくといったことも考え合わせながら、そういったご心配について対処していけるのではないかと考えております。

矢野委員： 先に進んでよろしいですか。それから委員長が少し話し過ぎて他の委員の話す機会がなかなかありませんので、よろしくお願いします。

通番7「補助金」についてですが、この調整項目の中には統合することに問題はない旨書かれていて、補助金制度につきましては「統合調整の推移を見て再編するものとする」と文言があるわけですが、私も交通安全運動に長い間携わっていますから組織の統合というのは実質的に考えて問題はないと考えるところですが、報酬における財政的な問題があります。例えば釧路市から540万円の補助金をもらっていますが、指導員には全く報酬を支給していません。と言いますのは、基本はボランティアということで行っておりますので、報酬は払わずその代わりにそれぞれ指導委員会の活動費ということで定額分と個人に払うものと分けております。定額は指導委員会の人数によって5人、10人、15人、20人、21人以上と段階的に分けて払っている分と、個人には1人2,000円の活動費を払っています。この活動費は何に使うかと言いますと、例えば総会、役員会、管内の大会、道の大会がございます

ので、これに参加する場合、更にはボランティア保険を掛けたり、制服整備の事業につきましても全額市で補助するというふうにお金を使わせていただいているわけで、個人にはまったく報酬は払っておりません。したがってお祭りや盆踊りなど色々なイベントがあっても私たちが主催するもの以外は全く報酬を支給していません。しかし阿寒町も白糠町も音別町も出勤時間によって相当なお金を払っています。これをどうやって調整するのか苦労しているわけですが、例えば私どもは制服作りにしてもサイクルは7年から8年位は見ているわけですが、道の補助金というのは総額の2分の1の補助で10,000円が限度です。10,000円や20,000円で制服は作れず、25,000円から30,000円位かかります。それでも10,000円しか支給されないものですから十分に指導員の皆さんに買ってあげるだけの予算を組めないというのが実態です。逆に補助金を残してしまうと道に返さなければなりません。問題は報酬を払っているところと払っていないところの調整をどうするのか、これは相当時間をかけて議論しなければならぬと思っております。

もう1つは通番8「交通災害共済制度」ですが、ここにも書かれているように釧路市は相当以前からこの制度を採用させてもらいましたけれども、年々加入者が少なくなり、しかもこの業務に職員1人を貼り付けるだけのメリットもないため止めております。と言いますのは、今民間の保険で非常に良いものがあるものですから、確かに掛け金は安いかもしれませんが保障も安く魅力がないということで、どんどん加入者が少なくなりました。そのため継続する必要はないだろうということで廃止しました。そこで例えば指導員やその他のボランティアで協力していただいている方には、別のボランティア保険というものがあります。これは安くて保障が良いので、こちらの方に切り替えさせていただいております。調整方針を見ますと「白糠町の制度を基準に合併時まで調整する」ということですが、白糠町の制度に横並びにしようと考えているのか、それから改めて共済制度についてどのような議論をされているのか、方向性だけでもお聞かせください。

住民専門部会： 報酬の関係でございますけれども、矢野委員がおっしゃったとおり4市町でそれぞれ違いがございます、それを合併時に統一することはなかなか難しく、部会としては組織を再編する時に合わせて、報酬につきましても議論をしていきたいと考えております。

それから交通災害共済制度の関係ですが、釧路市につきましては、ここにも書かれてありますとおり独自の保障制度を設けて特別会計を運営してきましたが、加入率が低くなり赤字運営になってきたなどの理由で平成13年3月末で廃止しています。3町につきましてはあくまでも民間の損害保険協会に加盟する保険会社が保険者となりまして、保険契約者は自治体である町であり、運営は特別会計で行っておりませんので、赤字が生じるといった問題はありませぬ。加入手続き、それから請求行為があれば窓口を通して行われ、後は保険金の支払い、給付の支払いは本人と保険会社の間で行われるといった仕組みになっています。ただ1番の問題は町村レベルでは加入率が白

糠町の場合 11%程度ですから 1,000 人少々になりますが、釧路市は 12 年度までは 10%で、人口が 20 万人でございますので 2 万人ということになります。ですから今 3 町が行っている交通災害共済制度につきましては、個々の被保険者のカードと加入表を 1 枚 1 枚手書きで管理しています。先ほど言いましたように 1,000 人程度なら、業務が集中する時期の 3 月から 4 月は、業務量を人工に換算しますと 0.5 人程度ですが、新市になりますと 2 万人分の事務が生じ、相当大変になることが予想されますので廃止しても良いのではないかといた議論もございました。いずれにしましてもこの助成制度につきましては、政策的な制度でございますので事務レベルでは判断がつかず、両論併記の形で幹事会に提案させていただきました。廃止にするのか、それとも財政的に影響が少ない助成制度にするにしましても、白糠町の助成制度を継続すべきであるといった意見もありましたので、こういう形で小委員会の方に提案させていただいた経過がございます。

矢野委員： 町は市と違って特別会計ではないということは分かりました。また、数が少ないから職員 1 人を就けなければならないということもないということも分かりました。いずれにしましても釧路市はそういうことから廃止したという経過があり、今後調整が必要だと思っておりますので議論をお願いします。

住民専門部会： 補足ですが、町では特別会計は設けておりませんが、手数料として 10%いただいております。例えば 2 万人の人が加入された場合、1 口 360 円ですから約 72 万円の収入がございます。その収入を基に一時的な臨時職員を採用することができるという方法もあります。

矢野委員： 先ほどの交通指導員の報酬のことですが、他の 3 町の例になりますと、私どもは、例えば「港祭り」は 3 日間の開催ですが、200 人から 300 人位の指導員を出します。それから単発のイベントでは、例えば花火大会でも最低で 70 人から 80 人の報酬を払うということになると大変なことになります。指導員は現在 300 名おりますが、全員ボランティアで無報酬ということを原則としておりますので、他の町村のように報酬を払うということになりますと、何百万円になってしまう心配もあるものですから、その辺もぜひ議論していただきたいと思っております。

住民専門部会： 報酬の関係ですが、専門部会で議論して欲しいと言われても、釧路市の場合はそれぞれ今までの流れの中でボランティアという形の中でお手伝いいただいております。3 町につきましては報酬を支給しておりますので、これを部会で調整していただきたいと言われても難しいかと思っております。逆に矢野委員が管内の交通安全団体の会長と聞いておりますので、4 市町の関係機関と何とか調整していただきたいというのが専門部会からの率直なお願いになります。

矢野委員： 私が調整をするということになったようですが、いずれにしましてもこれは大変な問題だと思います。全道でも報酬を払っているところと払っていないところがありますが、払っていないところの方が多くなっています。それからもう1つはボランティアに若い人が少なく、60歳で定年になった後に参加する方が多いものですから、最近が高齢化という悩みもあります。ですからもう少し優遇措置を考えなければ、ボランティアに参加してくれる人がいなくなるのではないかという議論もしているところがございますので、その辺も含めまして相談させていただきたいと思います。

松岡委員： 細かいことで申し訳ありませんが、通番6「支所等の取扱い、本庁との連絡」で、支所の機能としては説明資料にあります。阿寒町においては阿寒湖畔支所の中に観光課があります。住民サイドから見ると支所の機能の1つになっています。観光に関することはこの小委員会で議論するのかわかりませんが、非常に特殊な例ですので事務方で合併後どういう形を取っていくのか検討された経緯があればお伺いしたいと思います。

事務局： 今ここで委員のご質問にお答え出来るだけの議論はされていないところがあります。委員のご発言があったことを小委員会にお伝えし、今後の調整に当たって参りたいと思います。

村田議長： その他、ございませんか。

武藤委員： よく分からないのでお伺いしたいのですが、先ほどの交通災害共済制度で釧路市が廃止された最大の要因は赤字運営になったということでしょうか。もしそれが最大の要因であれば、傷害保険会社の保険が充実しているのをこれを公的に行う必要はないといった議論と直結させるのはおかしいことだと思います。白糠町の制度に合わせようという理由の1つは、事務方の問題ではなく新入学児童、幼稚園児、保育園児を対象に助成するということですが、これはある意味で住民サービスの部分になるわけです。住民にこれだけのサービスを提供するということから、この辺が一緒に書かれているとよく分からなくなります。先ほど事務局から説明があったように、釧路市で独自の特別会計で行っていた場合は、赤字になったけれどもそうではない場合には赤字にはならないだろうといった説明がありました。そういう前提であれば、住民サービスという点で新入学児童、幼稚園児、保育園児に対して助成するという事は良いことだと思います。それから保険制度のことはよく分からないのですが、この進んだ時代に保険会社が儲ける要素はあるのに1枚1枚書類を手書きしなくてはいけないという事実が存在するのか、この辺りを修正する方向さえ考えつくとなら問題はないと思いますがその辺りはいかがでしょうか。

住民専門部会： 釧路市では赤字運営のため廃止した旨の記述がありますが、平成13年3

月 31 日現在では赤字運営には至っておりません。ただこれ以降加入率の低下により赤字運営が懸念され、先ほど言いましたとおり民間の保険制度も充実しているということで廃止した経過がございます。武藤委員がおっしゃったように、共済制度と助成に関することは切り離した方が良いと思います。結果的に事務的な作業が増えるだけかと思います。これは独自の保障制度ではありませんので、加入の手続き、例えば事故があった時の請求行為などの事務作業を手書きで行なっておりますけれども、この辺りも電算システム化等がきちんと整理出来るのなら何ら問題はないと思いますが、そういったシステム開発などが合併時までに関に合うかどうか分からないところがあります。基本的にはこういった制度を設けることによって住民サービスの向上につながると思っております。

武藤委員： そういう流れであれば、制度を持っていないところも 4 市町の中でありますし、音別町は白糠町よりも高い助成制度を持っておりますが、そういう意味から白糠町の助成制度に統一するという方向で行くことは正しい方向性だと私は思います。

村田議長： 再協議分の内容につきましては色々と問題が多いということで再協議しているわけですが、再協議分につきましてご意見はございませんか。

(「ありません。」の声)

村田議長： ただ今、提案されました協議事項 (1) 「調整方針修正案の検討について」の「ア」について、協議を終了したいと思いますが、ここまで提案された内容について了承するというところでよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

村田議長： それでは 5 分ほど休憩いたします。

(休憩)

村田議長： 会議を再開いたします。

事務局： 先ほど委員長のご指示の中で「調整方針修正案の検討について」の「ア」のご承認をいただいたところでございますが、ご審議の中で文言の挿入を指摘されたところがございます。この点は協議会で委員長報告として報告させていただくということで、先ほど承認いただきましたことについて確認いただきたいと思っております。

続いて別紙 2 の通番 5 「老人医療費助成事業」でございますが、本日添付した資料の中にごございます平成 20 年度を持って廃止とお示した関係で、調

整内容の中に入れるべきではないかというご指摘をいただきました。文言的には2行目の「道老」とございますが、この文言の中に「平成19年度で終了予定」という言葉を付け加えさせていただきたいと思います。

村田議長： 続きまして、協議事項(1)「調整方針修正案の検討について」の「イ」の未提案項目について事務局より説明願います。

事務局： 協議事項の(1)「イ」の未提案項目をご説明いたします。事前配布いたしました別紙3の「調整方針修正案の未提案分(第2回住民生活小委員会/21項目中21項目)」をご覧ください。また、前回と同様に4市町協議欄におきまして「同左」とご提案いたしました項目につきまして、6市町村協議でご承認をいただいた調整方針案は4市町合併協議会の調整方針といたしましても同様の内容としてご提案できるものとして表記させていただきましたので、以下、説明を省略させていただきます。それでは、別紙3の「調整方針修正案の未提案分」1ページから調整内容に修正がある項目を説明させていただきます。1ページをお開きください。

(下記の項目について事務局より説明)

- 通番1 【06-01-04-14】「課税免除不均一課税の実施状況」
- 通番3 【14-01-01-04】「ごみ処理手数料」
- 通番4 【14-01-03-07】「付属機関」
- 通番5 【14-02-01-02】「収集手数料・納付状況」
- 通番7 【14-03-01-01】「浄化槽設置整備事業の補助」
- 通番9 【15-05-03-01】「定期調査」
- 通番10 【15-06-01-02】「使用料、使用許可証の発行、受付事務」
- 通番12 【18-01-01-01】「被保険者証の交付」
- 通番13 【18-01-03-01】「保険料(税)賦課割合と保険料率」
- 通番14 【18-01-05-03】「任意給付の状況」
- 通番16 【18-01-06-06】「国民健康保険健康優良家庭表彰」
- 通番19 【21-03-02-02】「戸籍保管事務」
- 通番21 【21-04-02-01】「組織・運営」

(下記の項目について住民専門部会より説明)

- 通番13 「(国民健康保険)保険料(税)賦課割合と保険料率」

村田議長： ただ今「イ」の部分について事務局と専門部会から説明がありましたが、この内容について、ご質問、ご意見はございませんか。

角田委員： 通番3「ごみ処理手数料」の関係ですが、資料によりますと「ごみ手数料単価の設定について」という項目で、釧路市のごみ処理手数料は現行の財務会計制度を前提として全国都市清掃会議が策定した「原価計算の手引」によ

って設定し、阿寒町、白糠町の現状を参考の上、10当たり2.5円に設定したということになっているわけですが、こうなりますと阿寒町は現在150で30円、それから450では100円となっており、平成8年4月から従量制に改正した後、平成14年4月に一部改正になったところですが、これによると現実問題として値上がりになるということが言えるわけです。参考までに計算しますと150で7円50銭上がり、450では15円上がる計算になります。既に釧路市では平成17年4月1日に有料化について議決済みであり、釧路市の手数料に統一するというのですが、これらについて専門部会で十二分な討議がされたのかどうかお聞きいたします。

環境専門部会： 専門部会ではこれまでも十二分に討議させていただいているところでございます。その内容ですけれども、阿寒町では450で100円に対して釧路市では400で同じ100円の手数料ですから、釧路市では450の方が当然高くなると思われそうですが、実際のごみ袋を見ていただきたく、お持ちしましたので見ていただきたいと思っております。（ごみ袋の形態が異なることから新しく利用を予定している400のごみ袋を利用した場合でも阿寒町の450の袋と同程度のごみを入れることができることなどについて説明。）

そこで、もう1つお話しさせていただきたいのは、なぜ4種類の400・300・200・100の袋を作ったかということですが、これは減量効果を狙っているためです。他の都市もそうですが、通常週2回、可燃ごみを出す場合に400もしくは450の袋は必要ありません。実際に有料化を行っている都市でもそうですが、週2回なら200か300のごみ袋しか使いません。通常のごみを自分で処理されている方は分かると思うのですが、週2回出すのに450の袋を使う人はほとんどいないと思っております。阿寒町でも毎日ごみを捨てておられる方がいまして、450の袋を使っていないと思っております。200か300の袋、もしくは単身世帯なら150の袋であれば十分かと考えます。そうしますと釧路市の4種類のごみ袋の種類では300のごみ袋で納まるものと考えられます。ごみを減量しますと300のごみ袋に納まるまで少なくなり、そうしますと75円となります。この資料の計算はごみの量が減らないといった条件で行っていますので、その結果、年間で1人当たり65円位高くなりますが、ただしの中にはせん定枝や布類など、これらは白糠町では全体の7%位を占め、また阿寒町では組成分析が出ていませぬのでここには入れておりませぬが、こうしたものの一定の量が資源として回収されますのでさらに負担額が減ることとなります。したがって決して阿寒町の現在の住民負担が高くなるとは思っておりませぬし、なおかつ減量効果が見込める料金ではないかと考えておりますので、今のごみの量は減らないといった考え方は改めていただき、減量するために4種類の袋を設けさせていただいておりますので、その点を十分理解いただきたいと考えております。

角田委員： 内容については分かりましたが、調整内容からは金額しか載っていないわけですから、そういった文言をきちんと入れて分かるようにしていただきたい

と思います。文言を入れていただかないとただリットル計算をされて記載されますと、金額が上がるのではないかと阿寒町民は受け取ってしまいますので、量的には釧路市と変わらないといった文言を付け加えていただきたいと思います。

環境専門部会： 分かりました。

松岡委員： 今の専門部会の説明は非常に問題があると思います。これは全部差し戻して根本から議論すべきではないですか。阿寒町が住民を騙しているといったような説明です。阿寒町の担当者は今の話をうのみにしていたのですか。阿寒町のごみの袋の問題が間違っているという発想からきているのですから、阿寒町民にもきちんと説明しなければならないと思います。

村田議長： 私の受け止め方は阿寒町のごみ袋についての説明が、町民を騙しているという感じには受けませんでした。委員の皆さんはいかがでしょう。

山下委員： ごみの有料化に伴いまして役場と協議した時に、住民側としては 40ℓのごみ袋では納まりきらないのではないかとといった質問がありましたが、その時にマチ（ごみ袋を縛って閉める部分）があれば良いのではないかとということでしたが、費用の問題などがあり 45ℓのごみ袋にした記憶があるのですがいかがでしたでしょうか。

村田議長： 阿寒町の職員から答弁できますか。

阿寒町担当者： ごみを有料化した時は私は住民課におらず、詳しいことは分かりませんが、当初阿寒町は 30ℓのマチ付きごみ袋で、実際 30ℓのごみが入る袋でございました。その後色々な経過がございまして、初めは 100 円、150 円の手数料から始まりまして、60 円、80 円、90 円、120 円というふうに本則に戻した経過がございまして、この時の 45ℓのごみ袋はマチ付きごみ袋ではなく、全体で 45ℓ入る今の阿寒町のずん胴式のごみ袋になってございます。ただ先ほど説明がございましたが、ごみの入れ方によって確かに 40ℓのごみ袋ではマチ付きでも入る感じはしますけれども、実際にはごみの入れ方によって 45ℓでも結び目の部分につきましてもある程度の量は入りますので、一概にマチ付きのごみ袋であるから全部入る、ずん胴式のごみ袋であるから入らないとはならないと思います。それから、当町の場合は 45ℓの袋と 15ℓの袋がありますが、45ℓの袋が大半でございまして、先ほど申し上げました 25ℓ、30ℓ、35ℓの袋はあくまでも使う方の選択次第でございまして、1 回にたくさんのごみが出る方につきましては当然大きな袋を使うことになろうかと思っておりますし、2 人世帯の家庭の場合は 15ℓの袋を使うということで、ごみの出し方には色々な方法があるものと思います。阿寒町としては町民には 45ℓのごみ袋にした時には、40ℓしか入りませんという説明はしておらず、当然手数料に

見合ったごみの量が入るといった説明をしておりますので、実際には40ℓしか入らないとここで言われることは問題があるのではないかと私も思っております。

武藤委員： 今の説明は事務局内できちんと議論されていないということの表れではないでしょうか。このような状態では議論になりませんので、差し戻しにすべきだと思います。

それから同じ条件で事業系ごみの取扱いがどうなっているのかということと、資源ごみについてですが、釧路市や阿寒町では同じものでも扱いが違うように見受けられますが、この辺の整合性はどうなっているのかを付け加えて質問します。

小笠原委員： 今私たちはスーパーの買い物袋を持参し、ごみを減量しようとしています。効果がなかなか現れない状況にあります。1日1枚近くもらっているというデータからしますと、レジ袋を1枚使わないだけで10gの減量につながるようになります。無料になるとレジ袋は同じように増えるのではないかと懸念があります。そこで質問ですが、資源物は必ず資源化されるのかということと、資源化するよりもごみ自体を少なくしていくためにはどのようにすればよいのかということの2点をお伺いします。

村田議長： 小笠原委員からのご質問と、松岡委員と武藤委員からは差し戻しのご意見がございましたが、私にはどういうことを差し戻して、専門部会で何を議論してもらおうのかといったことの整理がつきません。何が問題で何を明らかにさせて、そして何を事務段階でもう1度調整し直すということでしょうか。

草島副議長： 私といたしましては、専門部会からの説明の仕方に問題があったと思います。少し説明の仕方が一方的な形で、阿寒町のごみ袋の取扱い方に非があるというようなお話の中で、今回、市で考案されたごみ袋が非常に効率が良いといった説明でしたが、お話を聞いていまして不愉快に思われた部分が私も感じましたので、その辺は説明の本質は良いとしましても、説明の際の言葉遣いや対応で不愉快にさせたということだけはあったというふうに思います。今後こういう説明をする場合には、事務局の方にも注意を払うようお願いしたいと思います。そして例えば、阿寒町のごみ袋では上の方を縛って封をするというふうに限定しましたが、縛らなくてもガムテープで貼っても良いのではないのでしょうか。ですから先ほど山下委員も言われましたが、ごみの出し方には幾つかの選択肢があり、住民側が考えて判断するわけですから、決め付けるようなものの言い方は不愉快にさせますので、この辺はもう少し事務局の方も注意いただきたいと思います。昔よりももっと効率が良いごみ袋の縛り方があったり、密封の仕方が改善され非常に効率が良くなったということであれば問題はないと思いますので、その辺をご指摘したいと思います。

村田議長： 私は一般論として、昔は白糠町もマチのないごみ袋であり、どれだけのごみの量が入るのか実験したかどうか分かりませんが、実際上はごみ収集場に行くとはほとんどのごみは結ばれて出されていますので、結果的には45ℓ入りの袋でも40ℓしか入らないのが現状かもしれません。それを今の説明では阿寒町の住民が騙されているというようなことではなく、実際上45ℓの袋と40ℓの袋のマチ付きの袋では何ら変わりはないような状態になるといった説明ではないかと私は受け止めておりました。そういうことで専門部会から多少ぶっきらぼうな説明があったかもしれませんが、専門部会でも十分議論しているはずなのに十分議論していないかのような言われ方をされ、感情的になった部分もあったかと思えますけれども、その辺のところは今後合併に向けて進むわけであり、特別差し戻して阿寒町の袋をもう1度量り直して町民に説明し直すと言ったところでどうにもなりませんので、あえて差し戻さなくても良いのではないのでしょうか。

武藤委員： ごみ処理手数料を下げるための議論をして欲しいとは言っておりません。決め方において今の事務局側の説明を聞いておりますと、事務局の見解が一致していないように感じます。袋の上手な結び方などの説明はよく分かりましたが、事務局としてそういうことをきちんともんだ上で提案されているのかどうか疑問を感じたということです。もし議論が十分なされていないのであれば十分行って欲しいと思います。

村田議長： 専門部会に差し戻して何を議論していただくことになるのですか。

武藤委員： 専門部会の議論が十分されていないのなら、もう1度議論し直して欲しいということです。

村田議長： 阿寒町の方は45ℓ入りのごみ袋は入れ方によっては入る場合もあるでしょうし、縛り方によってはごみに入る量も違って来るだろうということであって、必ずしも阿寒町民を騙すようなことはしていないという説明だったと思います。

角田委員からの専門部会で十分に議論をしたのかという質問に対しては、専門部会から十分に議論したという答弁でご納得いただいたと受け止めたのですが、事務局からもう1度答弁願います。

環境専門部会： 確かに誤解を生じるような説明でございましたけれども、この中身を逐一説明していきますと非常に分かりにくいいため、阿寒町を例にとって説明させていただいたところでございます。結果として1ℓ当たり何円といったところに説明が行き過ぎてしまいました。また、色々な縛り方はありますけれども実際にごみを入れた場合にどのようになるのかお見せした方が早いのではないかとということで、先ほど阿寒町を例に出させていただきましたが、それが

さらに誤解を招き、委員の皆様にとって失礼な説明ではないかといった指摘を受けましたことに関しましては、謝りたいと思います。ごみ処理手数料の計算は資料に書いておりますとおりに財務会計制度を基に行っております。これは人件費や支払利息、減価償却などを考慮し、企業会計方式で原価を計算する場合の一般的な基礎でございます。この基礎を基にして今回この原価を作らせていただきました。阿寒町と白糠町は基本的には通常費用の何十%をいただくかといったことを基にしておりますので、作りの中身が違ってまいります。そしてそれを基にして逆算して出てきたのがそれぞれの金額です。資料では、こういった方法ではなく、全国都市清掃会議で策定したものを使い4種類に分けたということです。何が違うのかと言いますと、 \varnothing 当たりはどこを取っても同じ値段となります。例えば釧路市を見ていただきたいのですが、10 \varnothing であれば2.5円、20 \varnothing でも2.5円となっております。ところが他の町を見ていただきたいのですが、 \varnothing 当たりの単価が違ってはいますが、 \varnothing 当たりの単価が違うということは基本的にあり得ません。全国都市清掃会議策定の原価計算の手引にしたがって作っており、そしてなおかつ隣接する白糠町と阿寒町の状況や他都市の状況、それから減量効果が十分に期待出来る種類の袋などにも配慮して、また住民負担が過重にならないように不燃ごみで扱っていた容器包装を資源ごみとするなどした結果が、釧路市の料金になっています。ですから料金が安いという時には、どうしても現状と比較しますから、そうしますと阿寒町が年間で2,058円、約60円近く上がるということになってしまいますが、せん定枝や布類などを資源ごみとして無料で回収することになりますから、年間1人当たりの負担額は現状よりも低くなります。またこの4種類の袋を作ったということからさらに減量につながります。阿寒町の住民の負担額は今以上に少なくなるというのは分かるのですが、決して釧路市の料金を適用したからと言って負担額が増えるということにはならないと理解していただきたいと思います。最初の角田委員のご質問にもありましたが、この表記の仕方が \varnothing 当たりで説明しますと勘違いされるのではないかとといった議論もありました。どうしても「 \varnothing 」と書いてしまうと、 \varnothing 当たりの方に目が行ってしまい金額が高くなるように思えてしまいます。この表記の仕方については、誤解を受けない表現に変えた方が良くと思います。

次に事業系ごみの扱いについてですが、事業系ごみにつきましては、平成17年4月1日から廃棄物処理法にしたがって事業者責任でそれぞれ行っていたことになりました。したがって事業系ごみにつきましては取り扱いせん。阿寒町、白糠町は今後どうなるのかと申しますと、許可業者がごみを収集することになります。この許可業者はどのように決めるのかと言いますと、法的に条件を満たしていればどの業者も許可業者となることが出来ます。釧路市の料金の話は幹事会でも出ましたが、阿寒町の150円や白糠町の189円が実際は自由競争でありますので、現在より安くなる可能性が高いというお話もさせていただいております。それから資源ごみにつきましては、無料でいたしまして、プラスチック容器包装などにつきましては阿寒町はこれまで不燃ごみとして扱ってきていましたが、これを無料でいたしまし

て通常の市販されている指定袋ではない安い袋に入れて資源物の日に出していただきます。それからせん定枝につきましても可燃ごみから資源ごみに位置付けて、無料のごみにする配慮をしております。プラスチック製容器包装につきましても、容器リサイクル法に則って資源化することになるわけですが、釧路市の市議会においては、基本的な方向として負担金を指定法人に払って処理してもらうことは構わないのですが、現在、法律が来年度に向けて改正の動きがあります。それから環境省の動きとしていわゆるサーマルリサイクルと言いますが、熱処理の方向についての検討も始まっています。こういう動きを見ながら当分の間、釧路市におきましても、市民負担の軽減のためにこの処理については資源化することとし、今後、国等の動きを見ながら本来の姿の容器リサイクルの処理に向かうべきであるとしています。

村田議長： ただ今事務方からご説明がありましたがいかがでしょうか。

松岡委員： 色々ご説明をいただきました。私も若干感情的になったことはお詫びします。先ほどの説明で私が受け取ったのは新市の40ℓのごみ袋に45ℓのごみが入るように聞こえたわけです。阿寒町の45ℓの袋でℓ当たり2.2円に対し、新市の40ℓの袋ではℓ当たり2.5円ということで高くなりますので、阿寒町民にとっては実質的には値上げではないかと受け取ったところであります。それからもう1つ、ごみの有料化に当たっては、阿寒町にはそれなりの歴史があります。現在の姿は昨日今日で出来上がった姿ではありません。有料化する時にも住民と色々議論を重ねながら決めてきた事実をないがしろにして、先ほどのように言われますと感情的になります。私が感じたのは45ℓの袋に40ℓのごみしか入らないといった言い方がおかしいということです。新市の40ℓのごみ袋には阿寒町の45ℓ分のごみの量が入るといったことが調整方針に表現出来るのでしょうか。

村田議長： 阿寒町の袋は45ℓのごみが入るが、縛り方によっては40ℓしか入らないということだったと思います。

松岡委員： いずれにしてもそういったことを含めて、阿寒町はこれまでの歴史があり、来年の4月から実施しようとしている実績のないまちを実績として扱うような方法はやはりおかしいですし、これはもう1度差し戻して練り直していただきたいと思います。

武藤委員： やはりこの表の示し方、あるいは説明の仕方に問題があります。ですから、これを住民側から聞かれた時に誰が見ても分かるように、図や表で示すなどの工夫が必要ではないかと思います。またただ今の説明で先ほどの差し戻しの意見は撤回しまして、事務局は統一した見解であると理解いたしました。

村田議長： 事務方は両委員から何を再度議論して欲しいと言われているか十分理解出

来ますか。私は差し戻して何を議論するかということが委員長として十分理解出来ないのですが、事務方が今言われた内容で不十分だった点につきまして、再度協議して次回の委員会までに議論を重ねて再提案するというならそのようにお願いしたいと思います。ここで暫時休憩にいたします。

(休 憩)

村 田 議 長： 委員会を再開させていただきます。今後の取組み内容について整理をさせていただきたいと思います。ただ今休憩中に森田委員のアドバイスもありまして、ごみ処理の関係項目につきましては、小委員会で異議があったということで差し戻してもう一度議論し、資料を再提出していただきたい旨のお話しをさせていただきました。また、専門部会においても取りまとめの段階で見解の相違もあるようでございますので、次回の委員会までに整理していただきたいと思います。休憩中に武藤委員からは次回までに出していただく内容につきまして、事務局に伝えられたようでございますが、松岡委員におかれましてはまだ伝わっていない部分がありましたら、角田委員とともに本委員会の終了後、事務局にお寄りください。その他、ご質問はございませんか。

矢 野 委 員： 通番 21「組織・運営」ですが、交通安全推進団体の状況の調整内容 1 の項目で、「類似した団体を調整して統合することが望ましい」という表現ですが、この類似団体はどこを指しているのか分かりません。例えば、交通安全の推進委員会や交通安全協会、交通安全指導委員会など色々あると思うのですが、これは道議会の場において説明する機会もあったところですが、実際問題として統合は出来ないところです。と言いますのは、例えば交通安全指導委員会の場合は第一線の実動部隊です。本当に現場に出て歩行者の安全確保のための仕事をしているわけです。それから、推進委員会というのは全く行政ベースの仕事が主で、道の年間の事業計画を推進委員会が代行して各市町村とやり取りするなど仕事の中身が全く違います。それから交通安全協会は警察の代行みたいな組織でございまして、これらを合併を機会に 4 市町で統合しようとするならば、この上部団体との関係はどうなるのかなかなか難しいのではないかと思います。この辺の上部団体の議論についてはどういう議論がされているのか専門部会では話にのぼったことはございますか。

住民専門部会： 上部団体との議論はございませんでした。ただ、矢野委員がおっしゃられましたように、ここでは特に指導委員会に主眼を置いた表現だと思っております。推進委員会と指導委員会というのは文字どおり違いますように、行政側の色濃い団体と実際にボランティアの方々が中心の指導員の団体とではまるっきり性格が違う別の団体であるといった認識を持った上で、ここの表現では現場で一線を張られているボランティアの方々の団体の統合が望ましいのではないかとしたところでございます。

小笠原 委員： 要望という形で結構ですが、プラスチック製容器包装のレジ袋につきましてまだ資源化されていませんが、地球の温暖化などの環境問題が非常に大きいため、またレジ袋の削減のためにも不燃ごみの中に入れていただきたいということを要望したいと思います。

村 田 議 長： 他にございませんか。

(「ありません。」の声)

村 田 議 長： ただ今、提案された協議事項(1)「調整方針修正案の検討について」の「イ」の「未提案項目」の協議を終了したいと思います。提案された内容について了承するというのでよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

村 田 議 長： それでは先ほどの資料の再提出分を含めまして、本日は全ての項目を了承したということで終わらせていただきたいと思います。

3 . 次回小委員会の開催について

村 田 議 長： 以上で協議事項については終了いたしました。続きまして、会議次第2「次回開催日程について」事務局から説明を願います。

事 務 局： 同じく2ページをお開きください。第3回の住民生活小委員会の開催でございますが、第3回目は10月4日月曜日、13時30分から会場を釧路市交流プラザさいわい3階大ホールにて開催を予定しております。多忙な時期でございますが、委員皆様のご出席をいただきたいと思います。

村 田 議 長： ただ今、事務局から10月4日月曜日、13時30分から会場を釧路市交流プラザさいわい3階大ホールにて開催する説明でしたが、よろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

村 田 議 長： それでは、会議次第3「その他」となりますが、事務局から何かありますか。

事 務 局： 大変ご熱心に議論いただきありがとうございます。一部、私ども事務側の手順等の不都合がございましたことをお詫び申し上げます。

村 田 議 長： それでは、委員の皆さんから何かございますか。

(「ありません。」の声)

4 . 閉会

村 田 議 長： それでは、以上で予定されておりました協議事項につきましてすべて終了いたしましたので、第2回住民生活小委員会を終了させていただきます。皆様、大変ご苦労様でした。

(閉会 午後4時23分)

釧路地域4市町合併協議会小委員会設置規程第7条において準用する釧路地域4市町合併協議会会議運営規程第12条第2項の規定によりここに署名する。

釧路地域4市町合併協議会住民生活小委員会 委員長（議長） 村田 仁 美

釧路地域4市町合併協議会住民生活小委員会 委員 矢野 忠 治

釧路地域4市町合併協議会住民生活小委員会 委員 山 田 忠 孝